

兵庫県公報

平成31年3月11日 月曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則

○ 職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則（人事課） ページ 1

公布された法令のあらまし

●職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則（規則第6号）

職員が多様な勤務形態を選択することができるよう、職員の勤務時間について所要の整備を行うこととした。

規 則

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第6号

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間に関する規則（平成21年兵庫県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

職員の勤務時間は、次のいずれかの時間とする。

- (1) 午前8時15分から午後5時まで
- (2) 午前8時45分から午後5時30分まで
- (3) 午前9時から午後5時45分まで
- (4) 午前9時30分から午後6時15分まで

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。